

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、そ
の翌日)

別表第一の二中1の次に2として次のように加える。

市道角盤
尾高町通り
西町通り線及
び市道五

角盤町三丁目一六
三番先から西町一
八〇〇 " "

終日

別表第一の二中6を7とし、2から5までを一ずつ繰り下げ、1を次のように改める。

2 " 海田一一二番先か
ら同地内八番五
先までの間の竹
九時まで

大型自動車
(大型乗用
自動車を除
く)
九時まで

別表第一の三に1として次のように加える。

1 一般国道一
七九号 田橋旧橋
嚴城地内から八屋
田内までの間の竹
二〇〇 大型自動車 終日

大型自動車
(大型乗用
自動車を除
く)
九時まで

別表第二の一中1を削り、2を1とし、3から14までを一ずつ繰り上げ、15を削る。

別表第二の二の1を次のように改める。

1 県道米子
境線
角盤町四丁目二
三番先から同町
二丁目七六番先
までの間 四六〇 向から高
島屋方向

角盤町三丁目一
六三番先から同
町二丁目七五番
までの間 錦町方
向

車両(輕
く)
車両を除
く)
終日

別表第二の二中17を19とし、12から16までを二ずつ繰り下げ、11を次のように改める。

別表第一の二中17を18とし、3から16までを一ずつ繰り下げ、2を次の
ように改める。

3 市道光西寺
横線
番先から同町三
間一三先まで 一八〇 "

でらび〇七時
一一時まで及一
七四時まで及一

昭和四十六年九月七日

鳥取県公安委員会告示

道路交通の規制に関する規程(昭和四十四年三月鳥取県公安委員会告示第十七号)の一部を次のように改正し昭和四十六年九月七日から施行する。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十六号

道路交通の規制に関する規程(昭和四十四年三月鳥取県公安委員会告示第十七号)の一部を次のように改正し昭和四十六年九月七日から施行する。

昭和四十六年九月七日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

別表第一の二中17を18とし、3から16までを一ずつ繰り下げ、2を次の
ように改める。

13 市道角盤
五号線 一〇 錦町方
向

角盤町三丁目一
六三番先から同
町二丁目七五番
までの間 一〇 か
ら角盤
町方
向

" "

8、市道朝日
町通り線 角盤町二丁目一
五番先から東倉 吉町四六番先ま 三六〇

での間 ら米子市役所 方向

八時か
ら一七時

角盤町通
り方向か
ら米子市
役所方向

終日

終日

別表第三の三の中
の右折及び市道興
亞紡線方向へから
経寺方向への右折

「宮川町方
向から市
道興亞紡線
方向へ
及び市道興
亞紡線方
向から市
道興亞紡線
方向へ
の右折」を

「宮川町方
向から市
道興亞紡線
方向へ
及び市道興
亞紡線方
向から市
道興亞紡線
方向へ
の右折」に改

別表第二の二中8の前に7として次のように加える。

7 " 博労町四丁目二
地内一六番から同 三八〇

福原方向 博労町方
向から東倉 "

八時か
ら一七時

時まで

別表第三の三に3として次のように加える。

3 八屋三五一一番
一先交差点 竹田橋方向から竹田川 大型自動車 終日

別表第五の一中181を188とし、178から180までを七ずつ繰り下げ、185の前に

184として次のように加える。

184 正蓮寺一〇九番先 一 桜谷入口

別表第五の一中177を183とし、139から176までを六ずつ繰り下げ、145の前に

144として次のように加える。

144 吉市一番先十字路 二 市民病院前

別表第五の一中138を削り、137を次のように改める。

143 " 二七七番二先十字路 四 中山土建前

別表第五の一中136を142とし、129から135までを六ずつ繰り下げ、135の前に

134として次のように加える。

別表第三の二中2を削り、3を2とする。

1 今町二丁目二
点 今町二丁目三
八二番先交差
町頭街道切方
方向へがら明徳
小学校方向へ右
折 車両

終日

2 今町二丁目二
点 今町二丁目三
八二番先交差
ロータリーフラ
ーク方向へ右
折 車両

終日

別表第三の一に1として次のように加える。

1 今町二丁目三
点 今町二丁目三
八二番先交差
町頭街道切方
方向へがら明徳
小学校方向へ右
折 車両

終日

3 昭和46年9月7日 火曜日

鳥取県公報

(号外) 第71号 (第三種郵便物認可)

- 134 " 七三六番七先 一 美保小学校入口
別表第五の一中128を133とし、126及び127を五ずつ繰り下げ、125を次のよう
に改める。
- 130 " 七〇〇番五先交差点 二 団地東入口
別表第五の一中130の前に129として次のように加える。
- 129 浜坂一、三五八番先 一 団地西入口
別表第五の一中129の前に128として次のように加える。
- 87 別表第五の一中124を128とし、92から123までを四ずつ繰り下げ、91を次の
ように改める。
95 永楽温泉町六五一番先 二 小銭屋前
別表第五の一中90を94とし、84から89までを四ずつ繰り下げ、88の前に
87として次のように加える。
- 87 " 六〇九番先 一 鳥取幼稚園前
別表第五の一中83を86とし、71から82までを三ずつ繰り下げ、70を次の
ように改める。
- 73 " 二丁目四〇四番先 一 恵荘前
別表第五の一中73の前に72として次のように加える。
- 72 相生町一丁目三一四番先 二 大森公園前
別表第五の一中69を71とし、10から68までを二ずつ繰り下げ、12の前に
11として次のように加える。
- 11 " 一 鳥取地方裁判所横
5として次のように加える。
- 5 " 三二六番先交差点 二 武道館前
別表第五の二中183を201とし、174から182までを十八ずつ繰り下げ、173を次
のように改める。
- 191 上新印二四六番先 二 春日小学校前
別表第五の二中172を190とし、171を189とし、189の前に188として次のように
加える。
- 188 " 一〇一番先 一 松浦方前
別表第五の二中170を187とし、156から169までを十七ずつ繰り下げ、173の前
に171及び172として次のように加える。
- 171 " 二、五一六番先 一 西村方前
別表第五の二中155を170とし、154を169とし、169の前に168として次のように
加える。
- 168 " 二、三八四番先 二 松本方前
別表第五の二中153を167とし、146から152までを十四ずつ繰り下げ、145を次
のように改める。

- 159 大篠津町無番先 二 美保中学校前 一 みどり幼稚園前
- 別表第五の二中159の前に157及び158として次のように加える。
- 157 大崎一、六六六番先 一 武良方前
- 158 " 一、四三六番先 一 矢倉方前
- 別表第五の二中144を156とし、142及び143を十二「ずつ繰り下げ、142の前に153として次のように加える。
- 153 八幡七〇八番先 一 はやし商店前
- 別表第五の二中141を152とし、139及び140を十一「ずつ繰り下げ、138を次のよう改める。
- 149 " 一八〇番先丁字路 一 五千石団地入口
- 別表第五の二中149の前に147及び148として次のように加える。
- 147 福市八八三番先 一 来海方前
- 148 " 六九番八先 一 松原方前
- 別表第五の二中137を146とし、136から136までを九「ずつ繰り下げ、107の前に105及び106として次のように加える。
- 105 " 一、二七〇番先 一 みどり幼稚園前
- 106 " 一二三番先 一 米子市水道局前
- 別表第五の二中97を104とし、93から96までを七「ずつ繰り下げ、100の前に98及び99として次のように加える。
- 104 安倍四三九番先 二 赤井方前
- 別表第五の二中92を97とし、83から91までを五「ずつ繰り下げ、82を次のように改める。
- 98 " 三二三番一先 一 湯沢商店前
- 別表第五の二中81を86とし、71から80までを五「ずつ繰り下げ、76の前に87 内町七一番先交差点 二 京橋西詰
- 別表第五の二中70を74とし、65から69までを四「ずつ繰り下げ、69の前に68として次のように加える。
- 68 " 一八五番先 一 太田医院前
- 別表第五の二中64を67とし、40から63までを三「ずつ繰り下げ、39を次のように改める。
- 42 " 一八番先丁字路 二 朝日町出口
- 別表第五の二中38を41とし、30から37までを三「ずつ繰り下げ、33の前に32として次のように加える。
- 32 " 三四四番六先 一 みづほ幼稚園前

00215

別表第五の二中29を31とし、27及び28を二ずつ繰り下げ、29の前に28として次のように加える。

28 " 五四番先 一 東山フードセンター前

別表第五の二中26を27とし、24及び25を一ずつ繰り下げ、23の次に24として次のように加える。

24 " 一一番先 一 米原方前

別表第五の三中58を66とし、55から57までを八ずつ繰り下げ、63の前に60から62までとして次のように加える。

60 鴨河内一、七三七番先交差点 一 大鴨橋西詰

61 " 一、七四〇番先 一 上小鴨小学校前

62 横田六五八番先 一 久米中学校前

別表第五の三中54を59とし、22から53までを五ずつ繰り下げ、21を次のように改める。

26 " 二〇番四先十字路

三 小鴨橋東詰

別表第五の三中26の前に25として次のように加える。

25 河原町一、八五八番先交差点 一 いちようの木

別表第五の三中20を24とし、19を23とし、23の前に20から22までとして次のように加える。

20 二丁目一、五一七番先

一 福吉町公民館前

一 倉吉線ガード下

21 一、四五九番先

一 共同石油前

別表第五の三中18を19とし、9から17までを一ずつ繰り下げ、8の次に9として次のように加える。

9 " 一四七番先

一 建設省倉吉工事事務所前

別表第五の四の7中「三 宮脇商店前」を「四 信号機設置」に改め
る。

別表第五の五中11を削り、12を11とし、13及び14を一ずつ繰り上げ、13の次に14として次のように加える。

14 " 九九〇番四先 一 長谷入口

別表第五の五中29を34とし、34の前に33として次のように加える。

33 " 三三五番先 一 細川バス停留所前

別表第五の五中28を32とし、26及び27を四ずつ繰り下げ、30の前に28及び29として次のように加える。

28 " 六二八番一先 一 山湯山入口

29 " 二、一六四番四四九先 一 砂丘会館前

別表第五の五中25を27とし、16から24までを二ずつ繰り下げ、15の次に16及び17として次のように加える。

16 " 一、四六七番三先 一 大谷西入口

17 " 一、五六〇番三二先 一 大谷東入口

別表第五の六中90を105とし、87から89までを十五ずつ繰り下げ、102の前に100及び101として次のように加える。

100 " 三七九番先丁字路 一 大屋入口

101 " 大字真鹿野五五七番先交差点 一 真鹿野入口

別表第五の六中86を99とし、84及び85を十三ずつ繰り下げ、97の前に96として次のように加える。

96 " 五〇二番三先 一 大坪入口

別表第五の六中83を95とし、77から82までを十二ずつ繰り下げ、89の前に88として次のように加える。

88 " 九二四番一先丁字路

一 市瀬入口

27 " 五八六番一先丁字路

一 国英駅入口

40 " 大字日田二五〇番一先丁字路 二 山崎橋東詰

別表第五の六中34を38とし、24から33までを四ずつ繰り下げ、28の前に27として次のように加える。

80 " 二、〇五五番五先
別表第五の六中76を87とし、70から75までを十一ずつ繰り下げ、81の前に80として次のように加える。

80 " 二、〇五五番五先

一 日通横

16 " 大字下津黒八四番一先

一 中私都小学校入口

72 " 大字加茂一、五三二番四先 一 佐治第三小学校入口
別表第五の六中61を71とし、59及び60を十ずつ繰り下げ、69の前に68として次のように加える。

72 " 大字加茂一、五三二番四先

一 佐治第三小学校入口

14 " 大字花三二一番先

一 花バス停留所前

58 " 八〇番三先
別表第五の六中58を67とし、50から57までを九ずつ繰り下げ、59の前に58として次のように加える。

58 " 八〇番三先

一 古用瀬入口

6 " 六三二番一二先十字路

一 竹内菓子店前

5 " 六三二番一二先十字路
別表第五の六中12を削り、11を13とし、6から10までを二ずつ繰り下げ、5の次に6及び7として次のように加える。

6 " 六三二番一二先十字路

一 竹内菓子店前

58 " 八〇番三先
別表第五の六中49を57とし、39から48までを八ずつ繰り下げ、47の前に46として次のように加える。

46 " 八〇番三先

一 若桜町役場前

7 " 六三二番一二先十字路

一 町営住宅前

46 " 八〇一一番一先
別表第五の六中38を45とし、36及び37を七ずつ繰り下げ、43の前に42として次のように加える。

46 " 八〇一一番一先

一 下高野入口

7 " 二、七六六番先丁字路

一 旧国道入口

42 " 一六番四先丁字路
別表第五の六中35を41とし、41の前に39及び40として次のように加え。る。

42 " 一六番四先丁字路

一 富枝入口

4 " 六四五番一二先交差点
別表第五の七の3中「三」を「四」に改める。

一 矢野製材所前

39 " 大字富枝三〇一番一先丁字路 一 富枝入口

鳥取県公報

- 別表第五の八中75を83とし、74を82とし、82の前に81として次のように加える。
- 81 " 大字太一垣一六一番先 一 成美保育所前
- 別表第五の八中73を80とし、61から72までを七ずつ繰り下げ、68の前に67として次のように加える。
- 67 " 大字公文七二番先 一 東伯小学校前
- 別表第五の八中60を66とし、45から59までを六ずつ繰り下げ、44を次のよう改める。
- 50 " 五五九番一先 二 小林ガソリンスタンド前
- 別表第五の八中43を49とし、40から42までを六ずつ繰り下げ、39を次のよう改める。
- 45 " 大字瀬戸五三番九先 一 大誠小学校前
- 別表第五の八中45の前に44として次のように加える。
- 44 大栄町大字島一一五番先交差点一島三差路
- 別表第五の八中38を43とし、34から37までを五ずつ繰り下げ、39の前に36から38までとして次のように加える。
- 36 " 大字堀一、九五一番先 一 関金第三保育所入口
- 別表第五の八中38を43とし、34から37までを五ずつ繰り下げ、39の前に36から38までとして次のように加える。
- 37 " 二、一七番一先 一 山守小学校入口
- 別表第五の八中33を35とし、28から32までを二ずつ繰り下げ、30の前に29として次のように加える。
- 38 " 大字今西一二七番二先 一 入沢理髪店前
- 別表第五の八中33を35とし、28から32までを二ずつ繰り下げ、30の前に29として次のように加える。
- 29 " 一、三四番先丁字路 二 片柴三叉路
- 別表第五の八中27を28とし、7から26までを一ずつ繰り下げ6の次に7として次のように加える。
- 51 " 潮音寺九一番先 一 中山保育所前
- 別表第五の九中44を50とし、32から43までを六ずつ繰り下げ、38の前に36及び37として次のように加える。
- 36 " 大字古御堂二三四番四先 一 庄内保育園前
- 別表第五の九中31を35とし、24から30までを四ずつ繰り下げ、23を次のよう改める。
- 37 " 一七七番先 一 庄内小学校前
- 別表第五の九中31を35とし、24から30までを四ずつ繰り下げ、23を次のよう改める。
- 27 " 六七三番一先 一 平田バス停留所前
- 別表第五の九中27の前に26として次のように加える。
- 26 " 上万三五八番一先 一 上万バス停留所前
- 別表第五の九中22を25とし、21を24とし、24の前に23として次のように加える。
- 23 " 大字福井一九一番先 一
- 別表第五の九中20を22とし、18及び19を二ずつ繰り下げ、20の前に19として次のように加える。
- 19 " 三二七番一先 二 橋本方前
- 別表第五の九中17を18とし、8から16までを一ずつ繰り下げ、7の次に8として次のように加える。
- 8 会見町大字宮前五六八番先 二 会見小学校前
- 7 " 大字橋津一、九六八番一先 一 海水浴場入口
- 別表第五の九中47を54とし、54の次に55として次のように加える。
- 55 " 八重三一二番一先 一 上中山小学校前

別表第五の十中31を36とし、36の次に37及び38として次のように加える。

37 " 根雨原一、〇八一番先 一 根雨原バス停留所前

38 " 二部一、六一七番先 一 二部小学校前

別表第五の十中30を35とし、28及び29を五ずつ繰り下げ、27を次のよう
に改める。

32 " 溝口三〇七番二先 一 溝口小学校前

別表第五の十中32の前に31として次のように加える。

31 溝口町岩立九番先 一 大山高原ホテル前

別表第五の十中26を30とし、21から25までを四ずつ繰り下げ、25の前に

23及び24として次のように加える。

22 " 一、四八三番二先 一 西村方前

別表第五の十中20を22とし、7から19までを二ずつ繰り下げ、9の前に

8として次のように加える。

8 " 四〇六番六先 一 小笠原方前

別表第五の十中6を7とし、4及び5を一ずつ繰り下げ、3の次に4と

して次のように加える。

4 " 一、七二四番先 一 原方前

別表第六の二の一中3の次に4及び5として次のように加える。

4 一般国道五三号線 富安三三九番一先から東品治八四番先までの間の東側歩道 四四九

5 " ○先までの間の西側歩道 富安三三九番一先から古市一番一四五八

次に9として次のように加える。

9 県道福部鳥取線 卵垣二六番一先から滝山二九一番二先ま一、二〇〇

10 県道東福原樋口線 東福原六五五番先からら両三柳二、〇四八二、〇〇〇

別表第七の二の11を次のように改める。

12 " 両三柳一、九一八番一七一一番先までの間

別表第七の二の10の13及び14として次のように加える。

13 県道福成戸上米子線 東福原六五五番先からら大谷町官有無番先まで一二三番先まで一五〇

別表第七の二の12に13及び14として次のように加える。

14 市道口陰田陰田線、市道両田陰田線及び市道路線奥吉西大谷奥陰田線 福光二二三番一先からら大谷町官有無番先まで一二三番先まで一五〇

別表第七の二の13に15及び16として次のように加える。

15 県道大河内岡田線 福光二二三番一先からら同地内三五五番六四〇〇

別表第七の二の14に15及び16として次のように加える。

16 " 同地内三二番先まで六〇〇

び高速車及び中速車及四〇〇

別表第七の二の4を次のように改める。

9 昭和46年9月7日 火曜日

鳥取県公報

(号外) 第71号 (第三種郵便物認可)

4

県道余子停
車場線及び
県道渡余子停
車場線竹内町二、九一一番先
ら渡町一、四四〇番
三先までの間

別表第七の二の(内中25を27とし、20から24までを二ずつ繰り下げ、19を

次のように改める。

21

佐治村大字加瀬木二、
五四四番三先から同
大字八三七番先まで
の間

一、九〇〇

" "

"

別表第七の二の(内中18を20とし、17を次のように改める。

19

若桜町大字湯原一九
〇番先から同大字二九
四〇〇

" "

"

別表第七の二の(内中19の前に18として次のように加える。

18

県道村岡若
桜線
若桜町大字淵見四二
四〇番二先から同大字二
四八番一先までの間

七〇〇 高速車

五〇

別表第七の二の(内中16を17とし、9から15までを一ずつ繰り下げ、7及び
8を次のように改める。河原町大字安蔵一、
〇一八番二先から同
町大字樟原三一〇番
先までの間

四〇〇 " "

"

別表第七の二の(内中6の次に7として次のように加える。

7 国道五三号
用瀬町大字川中一三
一〇番一先から同大字
一九〇番先までの間

四〇〇

"

別表第七の二の(内に28として次のように加える。

28 県道才代智
頭線 智頭町大字郷原一三
一一番三先から同大字六四〇
五九番先までの間高速車及
び中速車 四〇

別表第七の二の(内中9を10とし、8を9とし、7を次のように改める。

8 県道八束水
勝見線及び
町道日光浜
村線 気高町大字勝見六六
一一番三先から同町大字浜村二三五番先まで

七五七 自動車 三〇

" "

別表第七の二の(内中6の次に7として次のように加える。

7 谷県道小畠青
7 青谷町大字奥崎三五
番先から同町大字早
牛四〇番三先までの間二、二〇〇 高速車及
び中速車 四〇

" "

別表第七の二の(内中28を33とし、21から27までを五ずつ繰り下げ、20を

25 県道野井倉
浦安停車場 東伯町大字勤三、〇
線 〇一番先から同大字八〇〇
一三三番先までの間

" "

高速車及
び中速車 四〇

別表第七の二の(内中25の前に23及び24として次のように加える。

23 県道如来原
倉吉線 関金町大字泰久寺七
〇番先から同町大字八〇〇
二先までの間

" "

高速車及
び中速車 四〇

別表第七の二の(内中19を22とし、17及び18を三ずつ繰り下げ、16を次の

ように改める。

8	町道今津線、県道江岸、県道淀江、西原淀本 甲佐線、今津村大字富吉七〇三吉地内	八〇〇〇	"	"	19	"	東郷町大字旭一六四番先から同町大字松崎六八〇番先までの間
12	県道松河原 名和線	九二番六先から同町大字久原一二一番 までの間	三朝町大字曹源寺一 大字久原一二一番	一、五〇〇	16	一般国道三 三号	閔金町大字山口四九 七五九番一先までの間
13	"	別表第七の二の中12を削り、11を13とし、10を次のよう に改める。	九二番六先から同町大字久原一二一番 までの間	一、五〇〇	17	一般国道三 三号	閔金町大字山口四九 七五九番一先までの間
14	江停車場	別表第七の二の中12を削り、11を13とし、10を次のよう に改める。	九二番六先から同町大字久原一二一番 までの間	一、五〇〇	18	県道倉吉青 谷線	東郷町大字長和田一 町大字野花四五番
15	江停車場	別表第七の二の中15を17とし、17の前に16として次のよう に加える。	九二番六先から同町大字久原一二一番 までの間	一、四五〇	19	"	別表第七の二の中19の前に18として次のよう に加える。
16	江停車場	別表第七の二の中14を15とし、13を14とし、12の次に13として次のよ うに加える。	九二番六先から同町大字久原一二一番 までの間	一、四五〇	20	県道溝口天万三 和線	会見町大字天万三一 市山三六五番先までの間
17	江停車場	別表第七の二の中12を13とし、10及び11を一ずつ繰り下げ、9を次の ように改める。	九二番六先から同町大字久原一二一番 までの間	一、四五〇	21	県道吉定名 和線	会見町大字富長七四 六番先から同大字九
18	江停車場	別表第七の二の中8及び9を削り、7の次に8から11までとして次の ように加える。	九二番六先から同町大字久原一二一番 までの間	一、四五〇	22	県道米子石 見新見線	日南町中石見九〇番 一先から同町中石見四八五番 一先までの間
19	江停車場	別表第七の二の中8の次に9として次のよう に加える。	九二番六先から同町大字久原一二一番 までの間	一、四五〇	23	一般国道五 三号	日南町生山八五四番 三先から同地内四九三 番九先までの間
20	江停車場	別表第八の一の6を次のよう に改める。	九二番六先から同町大字久原一二一番 までの間	一、四五〇	24	高速車及 び中速車四〇	美保橋北詰までの間
21	江停車場	別表第八の一の6を次のよう に改める。	九二番六先から同町大字久原一二一番 までの間	一、四五〇	25	高速車及 び中速車四〇	富安地内

福部村大字細川一八〇番
先から同村大字海士五三番一先 二、五五〇

福部村大字細川一八〇番
先から同村大字海士五三番一先 二、五五〇

別表第八の八中12を14とし、11を次のように改める。
三朝町大字牧一七六番先から同
三朝町大字木地山八七七番一先 二〇〇

別表第八の五中4を削り、5を4とし、6を5とする。
河原町大字金口一、四六〇番一
先から同町大字高福三七四番三 一、七〇〇

別表第八の八中7を削り、8を7とし、9及び10を一ずつ繰り上げ、9
の次に10から12までとして次のように加える。

別表第八の六中7を削り、12とし、12の前に11として次のように加える。
河原町大字金口一、四六〇番一
先から同町大字高福三七四番三 一、七〇〇

別表第八の八中7を削り、8を7とし、9及び10を一ずつ繰り上げ、9
の次に10から12までとして次のように加える。

別表第八の六中7を削り、12とし、12の前に11として次のように加える。
河原町大字金口一、四六〇番一
先から同町大字高福三七四番三 一、七〇〇

別表第八の八中7を削り、8を7とし、9及び10を一ずつ繰り上げ、9
の次に10から12までとして次のように加える。

別表第八の六の6を次のように改める。
用瀬町大字古用瀬五七番一先か
ら同町大字用瀬三番二先までの間 一、一〇〇

用瀬町大字古用瀬五七番一先か
ら同町大字用瀬三番二先までの間 一、一〇〇

三朝町大字加谷一八番先から
三朝町大字曹源寺一九二番六先 一、五〇〇

別表第八の六中10の前に8及び9として次のように加える。

一般国道五
三号 智頭町大字智頭二、五八七番二
先から同大字京橋西詰までの間 六〇〇

一般国道三
三号 関金町大字安歩九七番二三先か
ら同大字七一番先までの間 一〇〇

別表第八の六中5を7とし、3及び4を二ずつ繰り下げ、2の次に3及び
4として次のように加える。
八頭郡用瀬町大字川中一一五番
一先から同町大字宮原一三五番 一、八〇〇

別表第十の一中60を削り、61を60とし、62から66までを一ずつ繰り上げ
る。

別表第八の六中5を7とし、3及び4を二ずつ繰り下げ、2の次に3及び
4として次のように加える。

八東町大字徳丸一、五〇〇番三
先から同町大字小別府三六一一番 一、四五〇

別表第十の二中135を153とし、127から134までを十八ずつ繰り下げ、145の前
に44として次のように加える。

八東町大字徳丸一、五〇〇番三
先から同町大字小別府三六一一番 一、四五〇

別表第十の二中135を153とし、127から134までを十八ずつ繰り下げ、145の前
に44として次のように加える。

八東町大字徳丸一、五〇〇番三
先から同町大字小別府三六一一番 一、四五〇

別表第十の二中135を153とし、127から134までを十八ずつ繰り下げ、145の前
に44として次のように加える。

別表第八の八の6を次のように改める。
北条町大字北尾七八番一先から
の間 同町大字松神一三〇番二先まで

別表第十の二中126を143とし、143の前に140から142までとして次のように加
える。

北条町大字北尾七八番一先から
の間 同町大字松神一三〇番二先まで

別表第十の二中126を143とし、143の前に140から142までとして次のように加
える。

福万四一九番先

矢田貝方前

141	" 四一九番六先	泉方前	別表第十の二中95を104とし、92から94までを九ずつ繰り下げ、101の前に
142	" 三九四番四先	山根方前	99及び100として次のように加える。
122	125から124までを十四ずつ繰り下げ、132の前	渡辺商店前	別表第十の二中125を139とし、122から124までを十四ずつ繰り下げ、132の前に
136	135の前	森上方前	別表第十の二中91を98とし、71から90までを七ずつ繰り下げ、78の前に
100	" 九八六番先	上河崎バス停留所前	77として次のように加える。
99	" 九七〇番先	第四中学校出口	別表第十の二中70を76とし、68及び69を六ずつ繰り下げ、74の前に73と
100	" 九八六番先	卸売団地出口	して次のように加える。
77	" 一、一一三番先	天井園出口	別表第十の二中67を72とし、47から66までを五ずつ繰り下げ、52の前に
73	" 二、〇六四番一先	裁判所前丁字路	50及び51として次のように加える。
51	50 " 一〇〇番先	栗島団地出口	別表第十の二中46を49とし、44及び45を三ずつ繰り下げ、47の前に46と
46	" 八九番先	獣医病院前	して次のように加える。
41	" 三四番先	山陰合銀寮前	別表第十の二中43を45とし、41及び42を二ずつ繰り下げ、40の次に41及
42	" 二七番先	17から22までを二ずつ繰り下げ、19の前に	び42として次のように加える。
105	別表第十の二中96を106とし、106の前に105として次のように加える。	五千石団地出口	別表第十の二中23を25とし、
"	四六九番八先		17から22までを二ずつ繰り下げ、19の前に

00224

18として次のように加える。

18 昭和町六七六番先

厚生病院出口

別表第十の三中16を17とし、14及び15を一ずつ繰り下げ、13の次に14として次のように加える。

14 河原町一、八五八番先

Y字路

別表第十の四中2から5までを削り、6を2とし、7から30までを四つ繰り上げる。

12 別表第十の五中11の次に12として次のように加える。

竹内菓子店横

別表第十の六中44を62とし、15から43までを十八ずつ繰り下げ、33の前に32として次のように加える。

32 別表第十の六中14を31とし、13を次のように改める。

松本方前

別表第十の六中30の前に18から29までとして次のように加える。

30 " 大字安井宿七〇四番一先

日下部出口

別表第十の七中12を14とし、11を13とし、13の前に11及び12として次のように加える。

32 別表第十の六中30の前に18から29までとして次のように加える。

別表第十の七中12を14とし、11を13とし、13の前に11及び12として次のように加える。

27 " 大字湯谷五五番先	湯谷出口
28 " 大字北村三三一一番四先	北村四区出口
29 八東町大字日下部一、二三六番一先	西川商店前
30 別表第十の六中17の前に14から16までとして次のように加える。	河原橋西詰南側
31 別表第十の六中12を次のように改める。	船岡町役場前
32 " 大字渡一木二六〇番四先	松本こんにやく屋横
33 " 五四〇番先	萩原酒造前
34 " 大字河原七六番三先	三光堂前
35 " 一七番六先	井上飲食店前
36 " 六三二番一二先	竹内菓子店横
37 " 六三二番三先	矢野製材所前
38 " 大字青谷四、〇六四番三先	関金町農協山守支所前
39 " 四、〇四四番六先	
40 " 青木方前	
41 " 六一〇番二先	
42 " 大字佐貫七八五番一先	
43 " 一九三番一〇先	
44 " 大字曳田一八六番二六番前	
45 " 大字中井一九一一番六先	
46 " 中井出口	
47 " 鹿野出口	

40として次のように加える。

40 " 大字豊成三六番八先

別表第十の九中36を39とし、25から35までを三ずつ繰り下げ、28の前に

27として次のように加える。

27 " 国信五四三番四先

別表第十の九中24を26とし、14から23までを三ずつ繰り下げ、16の前に
15として次のように加える。

15 " 五五八番一先

淀江駅前丁字路

別表第十の九中13を14とし、7から12までを三ずつ繰り下げ、5及び6

を削り、8の前に6及び7として次のように加える。

6 会見町天萬五六〇番先

森谷方前

別表第十の九中4を5とし、2及び3を一ずつ繰り下げ、1の次に2と

して次のように加える。

7 " 六七五番一先

山本方前

別表第十の九中26を28とし、28の次に29として次のように加える。

29 " 根雨原一、二一九番一先

西伯病院出口
旧道交差点

別表第十の十中25を27とし、18から24までを三ずつ繰り下げ、20の前に
19として次のように加える。

19 " 二、二三二番一先

塔峰下

別表第十の十中17を18とし、16を17とし、15の次に16として次のように
加える。

16 " 七一一番先

樋口方前

別表第十一の一中86を87とし、78から85までを三ずつ繰り下げ、77を次

のよう改める。

78 市道東町水 東町一丁目三〇八番
道谷線 先から同地内三〇一 一一〇 車両

七時から十九時まで

別表第十一の一中76の次に77として次のように改める。

77 市道吉方一 吉方二丁目三五九番
五号線 先から同地内三六三 八〇 車両及び軽
番先までの間 車両を除く。 終日

車両及び
車両を除く。
終日

別表第十一の二中54を57とし、47から53までを三ずつ繰り下げ、46を削
り、45を次のように改める。

49 " 錦町一丁目八〇番先
門前通り線 先までの間 九〇 " 七時から十九時か

時まで

別表第十一の二中49の前に48として次のように加える。

48 市道西高正 角盤町二丁目一〇五
門前通り線 番先から同地内七〇一 一一〇 " 終日

時まで

別表第十一の二の44を次のように改める。

47 市道加茂中 両三柳四、六一九番
央線及び市中 番先から旗ヶ崎九六五 二、一〇〇 " 終日

時まで

別表第十一の十中25を27とし、18から24までを三ずつ繰り下げ、20の前に
19として次のように加える。

別表第十一の二中43を46とし、35から42までを三ずつ繰り下げ、34を削
り、33を次のように改める。

37 市道角盤中 角盤町二丁目六一
央線角盤中 先から同町四丁目三 六四〇 車両及び
車両を除く。 車両及び
車両を除く。

別表第十一の二の33を次のように改める。

36 市道米子福 米線	角盤町二丁目六六番 番先までの間	一三〇	一一〇				
35 "	日ノ出町五五番先か ら同町一六番五先ま での間	一〇〇	車両(二 輪を除く。)終日				
34 市道栄一〇 号線	博労町三丁目三五番 先から同町三丁目一 八番先までの間	三七〇	車両(二 輪を除く。)自 転車及び自 転車(二 輪を除く。)時 間				
33 通り線尾高 角盤五号線及び 番先までの間	尾高町二八番先から 角盤町三丁目一八三 番先までの間	五三〇	車両(二 輪を除く。)時 間				
30 市道堀端通 り線	末広町無番先から久 米町二五番先までの間	七一〇	車両(二 輪を除く。)時 間				
17 県道境渡米 子線	旗ヶ崎三八六番先か ら灘町三丁目四二番 先までの間	一、四〇〇	車両(二 輪を除く。)時 間				
16 別表第十一の二中 17 の前に16として 次のように加える。	東福原六五五番先か ら西三柳二〇四八番 先までの間	二、〇〇〇	輪を除く。)"				
12 県道皆生車 道皆生東二 条線	尾線及び市 道皆生東二 一番先までの間	一六〇	車両(二 輪及び軽 車両を除く。)"				
11 県道大篠津 線	大篠津町官有無番 番一先までの間	一、一六〇	車両	"			
10 県道才代智 頭線	智頭町大字郷原一三 番一先までの間	二〇〇	"				
4 "	五六番二先から同町一 大字郡家七四五番二 先までの間	一、四〇〇	"				
2 "	八東町大字徳丸一 番一先までの間	一、四五〇	車両(二 輪及び軽 車両を除く。)"				
3 "	郡家町大字 字殿一先から同町五 六番二先ま での間	七〇〇	"				
別表第十一の二中 14 を15とし、12 及び 13 を一ずつ繰り下げ、11 を次のよ うに改める。	別表第十一の二中 10 の次に11として次のように加える。	別表第十一の六中 8 を11とし、11の前に10として次のように加える。	別表第十一の六中 7 を9とし、3から6までを一ずつ繰り下げ、2を次 に15を次のように改める。	別表第十一の二中 30 を32とし、29を31とし、31の前に30として次のように 加える。	別表第十一の二中 32を削り、27を29とし、16から26までを二ずつ繰り下 げ、15を次のように改める。	別表第十一の二中 32を削り、27を29とし、16から26までを二ずつ繰り下 げ、15を次のように改める。	別表第十一の二中 14 を15とし、12 及び 13 を一ずつ繰り下げ、11 を次のよ うに改める。

うに改める。

- | | | | | |
|---|---|-----------------------------------|-----|----|
| 6 | " | 日野町根雨七一一番
二先から同地内六八
九番先までの間 | 三〇〇 | " |
| 5 | " | 日野町黒坂一、八一
二番先から同地内一、三〇〇 | " | 終日 |
| | | 四一三番先までの間 | | |
- 別表第十一の十中4の次に5として次のように加える。
- 別表第十二の一の(1)中2を削り、3を2とする。
- 別表第十二の一の(4)中1を削り、2を1とし、3から34までを一ずつ繰り上げる。
- 別表第十二の一の(6)中7を削り、8を7とし、9から26までを一ずつ繰り上げる。